

1. システム概要

1.1 システムの目的・概要

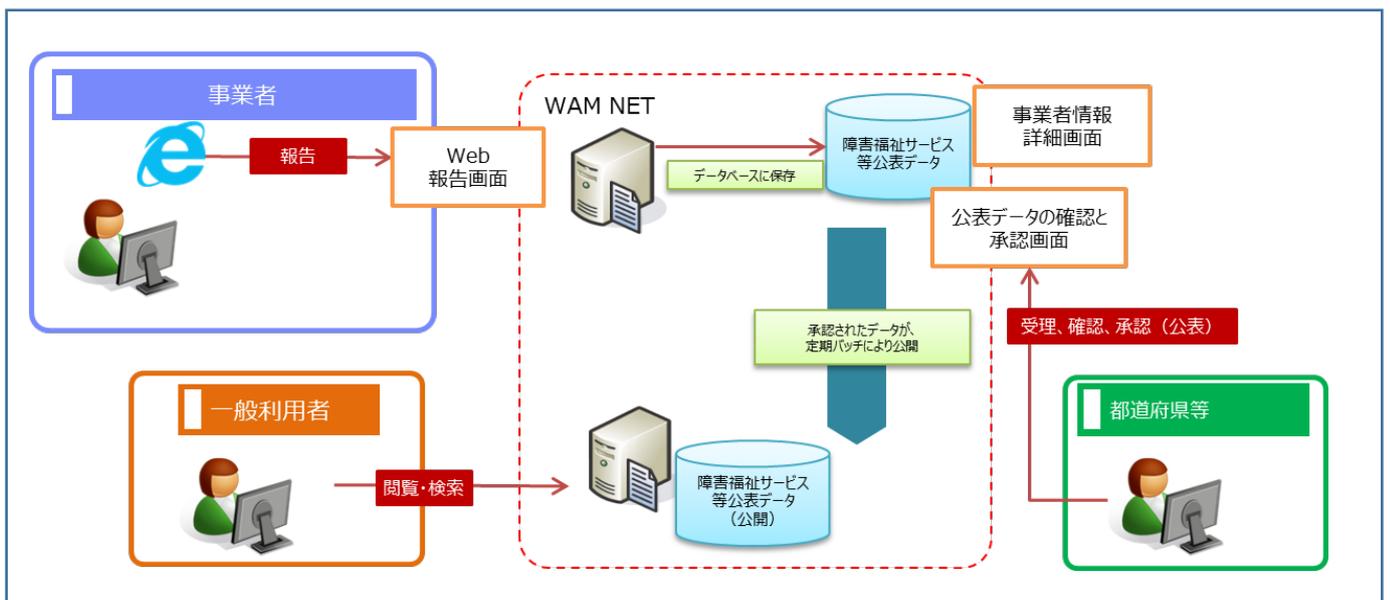
この章では、障害福祉サービス等情報公表システム（以下「本システム」という。）の目的・概要を説明します。

障害福祉サービス等情報公表制度は、障害福祉サービス等の利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることを目的として創設された制度で、

- ① 事業者が、障害福祉サービス等情報を都道府県知事並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市長（以下「都道府県知事等」という。）へ報告することや、
- ② 都道府県知事等が、事業者から報告を受けた当該情報を公表することを義務付けております。

本システムは、当該制度における報告及び公表に関する手続きを円滑かつ効率的に支援するとともに、利用者等がインターネット上でいつでも事業者の情報にアクセスすることができるよう全国一元的なシステムとして構築されたシステムです。

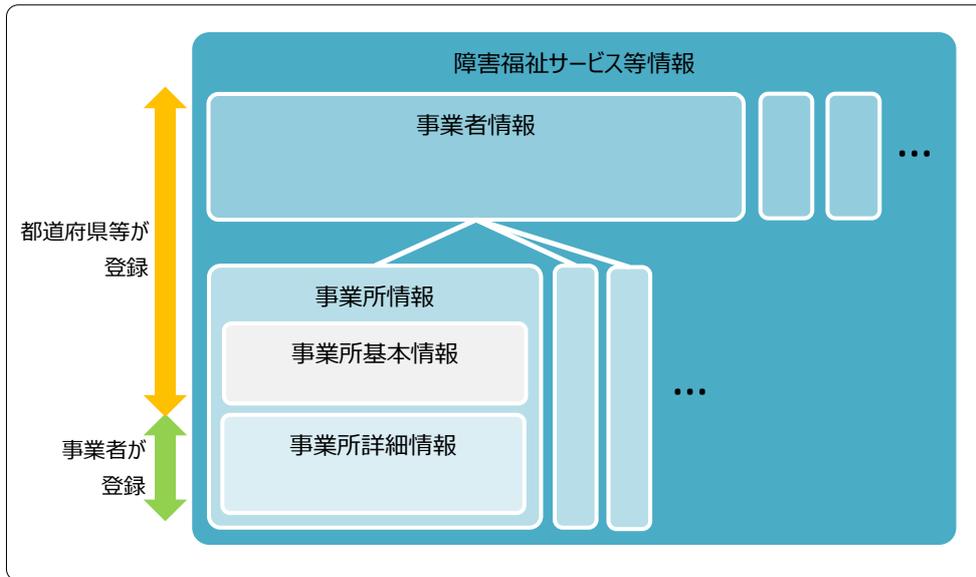
【本システム概要図】



障害福祉サービス等情報公表制度において、報告・公表が必要となる「障害福祉サービス等情報」は、厚生労働省から示されているとおり、大きく「①基本情報」と「②運営情報」から構成されております。

本システムにおいては、システムの入力を円滑に進める観点から、「障害福祉サービス等情報」を便宜上、障害福祉サービス等を提供する事業者の情報（以下「事業者情報」という。）とその事業所の情報（以下「事業所情報」という。）で区分しております（比較表は次ページ参照）。

【本システムが扱う障害福祉サービス等情報のイメージ】



【本システムが扱う事業者情報、事業所情報と厚生労働省から示されている公表事項の比較表】

情報の種類	説明	登録者	厚生労働省から示されている公表事項
事業者情報	障害福祉サービス等を提供する法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先等	都道府県等	①基本情報
事業所情報	事業所基本情報と事業所詳細情報を合わせたもの	—	
事業所基本情報 事業所詳細情報	事業所に関する基本的な情報 ・ 事業所番号 ・ 事業所の名称 ・ 事業所の所在地 ・ 事業所の連絡先 ・ 事業所管理者 ・ サービスの種類 事業所に関するより詳細な情報 ・ 法人等に関する事項 ・ 事業所等に関する事項 ・ 従業者に関する事項 ・ サービス内容に関する事項 ・ 利用料に関する事項 ・ 事業所運営に関する事項	都道府県等 事業者	

1.2 本システムの利用者

本システムの利用者は次のとおりです。

- 事業者：障害福祉サービス事業所等を運営している事業者（社会福祉法人、株式会社など）です。障害福祉サービス等情報を本システムに入力します。
- 都道府県等：公表の承認を行う自治体（都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市）です。入力された情報に対する公表の承認を行います。都道府県等が承認した情報は、国民向けの公表情報として本システムを通じてインターネット上で閲覧できるようになります。

事業者、都道府県等には、本システムにアクセスするためのアカウントが用意され、専用のユーザIDによる認証が行われます。

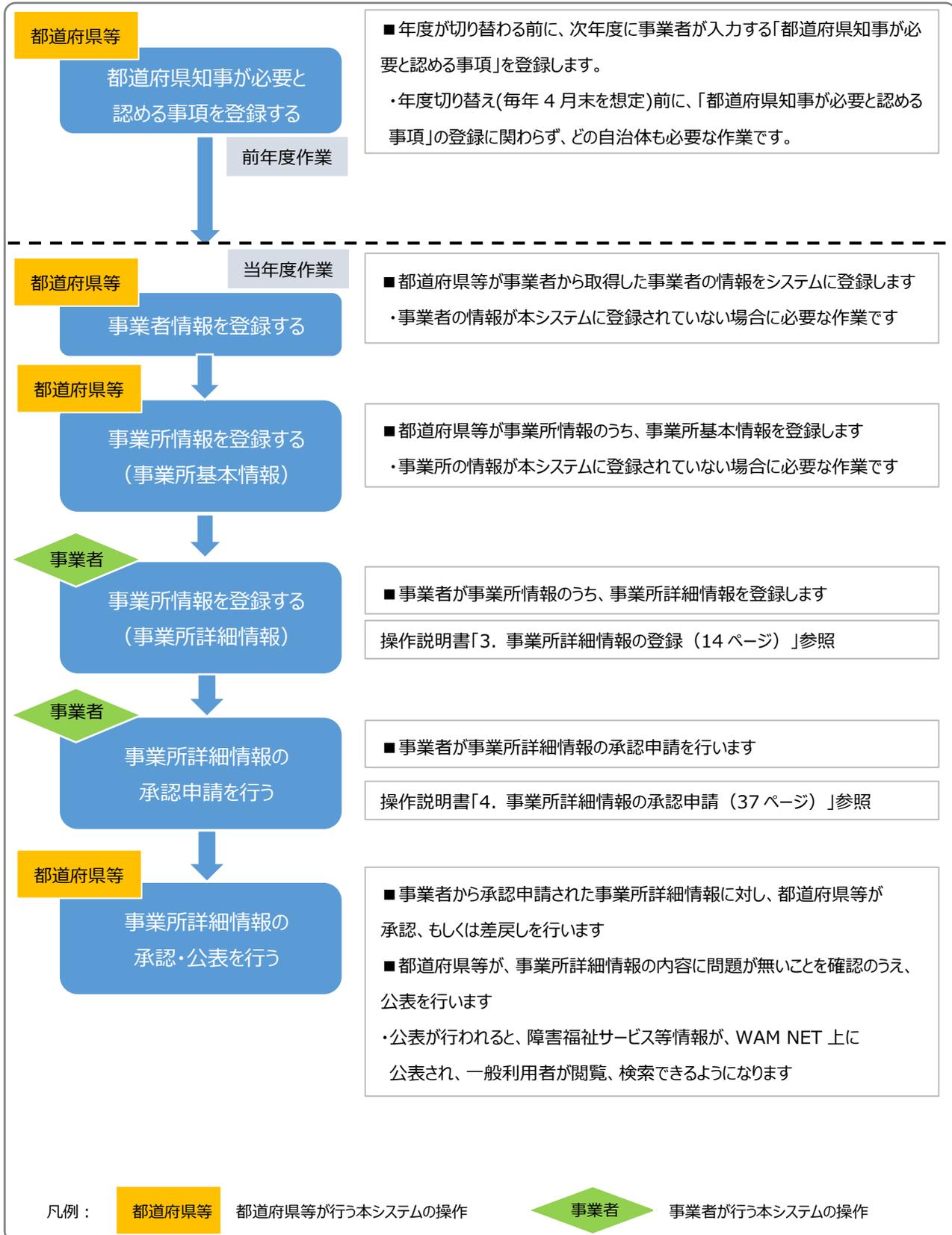
【利用者に応じた本システムの機能】

利用者	システム操作	利用する機能	掲載ページ
事業者	事業所詳細情報の登録（事業者用）	事業所詳細情報を登録する 事業所詳細情報を照会する	15 ページ 35 ページ
	事業所情報の承認申請（事業者用）	事業所情報を承認申請する	37 ページ
	その他機能	システムへのログイン操作（事業者用） パスワード変更（事業者・都道府県等共通機能） パスワードリセット（事業者・都道府県等共通機能） 事業者アカウント情報管理（事業者用） 画面操作ヘルプ（事業者・都道府県等共通機能）	12 ページ 42 ページ 43 ページ 45 ページ 48 ページ
都道府県等	事業者情報の登録・削除（都道府県等用）	事業者情報を登録する 事業者情報を変更・削除する 事業者情報を照会する	— — —
	事業所基本情報の登録・削除（都道府県等用）	事業所基本情報を登録する 事業所基本情報を変更する 事業所情報を削除する 事業所基本情報を照会する	— — — —
	事業所情報の承認・公表・差戻し・休止・停止・廃止（都道府県等用）	事業所情報を承認等する 事業所情報を公表する 事業所情報の差分を確認する	— — —

	事業者の代理で入力する	都道府県等による事業所詳細情報入力<代理入力>（都道府県等用）	—
	その他機能	システムへのログイン操作（都道府県等用）	—
		パスワード変更（事業者・都道府県等共通機能）	42 ページ
		都道府県等アカウント情報管理（都道府県等用）	—
		画面操作ヘルプ（事業者・都道府県等共通機能）	48 ページ

1.3 操作の流れ

ここでは、「1.2 本システムの利用者」で説明した障害福祉サービス等情報を公表するための機能について、その操作の流れを説明します。操作の流れは、以下のとおりです。



1.4 システム操作の条件

本システムは、インターネットに接続された PC 端末上で Web ブラウザを用いて操作します。
本システムを正常に動作させるために必要な PC 端末の条件は以下のとおりです。

【本システムの動作条件】

区 分	動作条件
PC 端末の OS (オペレーティングシステム)	Windows 8 Windows 10
Web ブラウザ	インターネットエクスプローラー バージョン 11 以降

◆注意◆

- ※ 本システムでは、以下の文字（記号）は使用できません。
【半角】 < > & ' " 【全角】 ～

1.5 システム内のマークについて

本システムの画面上に表示されるマークについて説明します。

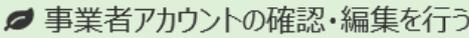
マーク	説明
	<p>入力項目名の右側にこのマークがついている項目は、必ず入力しなければならない項目（入力必須項目）です。入力されていない場合は承認申請することができません。</p> <p>※ <u>ここでの入力必須とは、システム上において最低限のエラーチェックを行うために設けており、当該項目以外について未入力であることを許容するものではありません。</u></p>
	<p>入力項目の左側にこのマークがついている場合、マウスポインタをこのマークの上に合わせると、入力すべき内容の記入要領が表示されます。</p> <p>※ 記入内容の詳細については、別途、記入要領を参照してください。</p>
	<p>入力状況を示すマークです。入力必須項目のうち、未入力がある場合、入力項目のカテゴリ名称の右側にこのマークが表示されます。</p>
	<p>入力状況を示すマークです。入力必須項目はすべて入力済みではあるものの、それ以外の項目に未入力がある場合、入力項目のカテゴリ名称の右側にこのマークが表示されます。</p>
	<p>入力状況を示すマークです。入力項目すべてについて入力が完了している場合、入力項目のカテゴリ名称の右側にこのマークが表示されます。</p>

1.6 ブラウザの「戻る」ボタンについて（事業者用）

本システムでは、前の画面に戻る場合、ブラウザの「戻る」ボタンではなく「パンくずリスト」のリンクをクリックして前の画面に戻ってください。「パンくずリスト」とは、現在表示されている画面がどの階層にあるのかを示すもので、画面上部にあるナビゲーション用のリンクのリストのことをいいます。

【パンくずリストの例】

 **障害福祉サービス等情報公表システム**

[ホーム](#) > [事業所情報の照会・編集を行う](#) > 事業所詳細情報の編集を行う

※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの「戻る」ボタンは使用できません。